

青森県報

号外第二十号

平成二十七年
三月二十五日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則……………

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………

訓 令

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令……………
職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………
青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………

告 示

青森県民生委員の定数の廃止……………
青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正……………

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十八条第十二号」を「第四十条第十二号」に改め、同条第一号中「第三十八条第一号」を「第四十条第一号」に改め、同条第二号及び第三号中「第三十八号第八号」を「第四十条第八号」に改め、同条第四号中「第三十八条第九号」を「第四十条第九号」に改める。

第四条中「第四十条第七号」を「第四十二条第七号」に改める。

第五条中「第四十三条第六号」を「第四十五条第六号」に改め、同条第一号中「第四十三条第二号」を「第四十五条第二号」に改め、同条第二号中「第四十三条第三号」を「第四十五条第三号」に改める。

第六条中「第四十四条」を「第四十六条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県規則施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県規則施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第三項中「四万五千円」を「四万五千四百円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例施行規則第十三条の二第三項の規定は、平成二十七年
 以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十六年分までの自動車税につ
 ては、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員等の給与に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の
 一部を次のように改正する。

第七条中「住居手前」単身赴任手当」を削る。

附則第六項中「202,900」を「202,400」に、「213,400」を「212,900」に、「225,000」
 を「220,900」に、「235,500」を「232,900」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

技 能 職 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 123,900	円 175,000	円 196,600	円 244,600	円 275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300

再任用職員以外	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,900	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
	69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	356,600
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	357,100
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	357,600
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	358,000
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	358,500
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	359,000
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	359,500
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	359,900
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	
	80	212,300	254,900	286,900	312,900	
	81	213,000	255,200	287,300	313,200	
	82	213,700	255,500	287,700	313,500	
	83	214,400	255,800	288,200	313,800	
	84	215,100	256,100	288,700	314,100	
	85	215,800	256,300	289,100	314,300	
	86	216,500	256,600	289,700	314,700	
	87	217,200	256,900	290,300	315,000	
	88	217,900	257,200	290,900	315,200	
	89	218,400	257,400	291,200	315,400	
	90	219,000	257,600	291,700	315,700	
	91	219,600	258,000	292,200	316,000	

再任用職員	92	220,200	258,200	292,600	316,300
	93	220,600	258,500	293,000	316,500
	94	221,100	258,900	293,500	316,800
	95	221,600	259,200	294,000	317,100
	96	222,100	259,500	294,500	317,300
	97	222,700	259,700	294,800	317,500
	98	223,200	260,000	295,200	317,800
	99	223,700	260,200	295,700	318,100
	100	224,200	260,500	296,200	318,300
	101	224,800	260,800	296,600	318,500
	102	225,300	261,000	297,000	318,800
	103	225,900	261,300	297,300	319,100
	104	226,500	261,600	297,600	319,300
	105	226,900	261,800	297,900	319,500
	106	227,400	262,000	298,300	319,800
	107	227,900	262,300	298,700	320,100
	108	228,300	262,500	299,100	320,300
	109	228,500	262,800	299,400	320,500
	110	228,900	263,100	299,800	
	111	229,400	263,400	300,200	
	112	229,900	263,600	300,500	
	113	230,300	263,800	300,700	
	114	230,800	264,100	301,000	
	115	231,300	264,300	301,300	
	116	231,800	264,500	301,500	
	117	232,100	264,800	301,700	
	118	232,500	265,100	302,000	
	119	232,900	265,400	302,300	
	120	233,300	265,700	302,500	
	121	233,700	265,800	302,700	
	122		266,100	303,000	
	123		266,400	303,300	
	124		266,700	303,500	
	125		266,800	303,700	
	126		267,100	304,000	
	127		267,400	304,300	
	128		267,700	304,500	
	129		267,800	304,700	
	130		268,100	305,000	
	131		268,400	305,300	
	132		268,700	305,500	
	133		268,800	305,700	
	134		269,100		
	135		269,400		
	136		269,700		
	137		269,800		
再任用職員		191,300	202,400	220,900	-

められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前二項の規定による給料の額が技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令(平成十八年三月青森県訓令甲第二十一号)附則第七項及び第八項の規定による給料の額を超え、かつ、技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成二十一年三月青森県訓令甲第九号)附則第七項及び第八項の規定による給料の額を超える場合以外の場合には、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「五、九九〇円」を「五、八九〇円」に、「五、八七〇円」を「五、八三〇円」に、「六、一一〇円」を「六、一一〇円」に、「五、七四〇円」を「五、七六〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二児童相談所、子ども自立センターみらい、営農大学の項中「児童相談所、」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第九十七号

平成五年十二月八日青森県告示第八百四十二号(青森県民生委員の定数)は、廃止する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九十八号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号(青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

「七十八万九千二百円」を「五十三万四千百円」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭